

第 33 号議案

令和 7 年度教育委員会の事務の点検・評価（令和 6 年度実績）について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 24 号の規定により、別紙のとおり提出
します。

令和 7 年 8 月 25 日

教育長 前川 明範

提出の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、提出するものである。

令和7年度教育委員会の事務の点検・評価 (令和6年度実績)について

1 点検・評価の義務付け

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、各教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、公表することとされている。

また、この点検及び評価に当たっては、学識経験者の知見の活用を図ることとされている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（中略）の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 府教委の対応

点検・評価の内容、報告書の様式、議会への報告の方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することとされており、以下のとおり報告書を取りまとめることとする。

(1) 教育委員会の運営状況

- ・教育委員の基本情報及び教育委員会議の開催状況等について取りまとめる。

(2) 「第2期京都府教育振興プラン」に基づく取組実績

- ・第2期京都府教育振興プランに掲げた推進方策ごとに、施策等の進捗及び推進に係る取組状況を取りまとめる。
- ・「京都府教育行政点検評価会議」による外部評価を活用する。

3 今後のスケジュール

9月11日 京都府議会9月定例会で報告、府教委ホームページにおいて公表

令和 7 年度京都府教育委員会の総評

（推進方策 1：豊かな学びの創造と確かな学力の育成）

- 将来、国際的に活躍する人材や、地域社会の発展に貢献する人材の育成を目指し、海外で探究活動を行う新たな留学支援制度の創設など、意欲ある生徒の能力を最大限に伸ばす学習機会の提供に取り組んできた。その結果、「海外留学を行った府立高校の生徒数（国内バーチャル留学含む。）」、「英検準 2 級相当を取得している府立高校生の割合」が今年度目標指標に到達するなど、これまでの留学支援や語学力向上に向けた取組の成果が表れている。
- 普通科の特色化や職業教育の充実など魅力ある府立高校づくりに向け、各学校の方針である「スクール・ポリシー」を公表するとともに、安心安全かつ生徒にとって魅力と活力ある教育環境の整備を具体的に進めていくため、「府立高校の再編整備の考え方」及び「府立高校魅力化推進施設・設備整備基本構想」を策定した。今後は、中長期的な展望を持って、府立高校の教育改革に関わる取組を総合的に推進していく必要がある。
- 本格実施から 2 年目を迎えた「京都府学力・学習状況調査～学びのパスポート～」の調査結果からは、従来のように児童生徒が単に公式等の知識を覚えるだけではなく、「日常生活の場面」と関連付けることで、学習内容の意味もより深く理解することや、自ら考えるといった「積極的な学びの姿勢」が学力と関係しているなど、学力と非認知能力や学習方法との関連性が見えてきた。今後は、長期に記憶に残るような、意味の理解も促す授業改善を行うとともに、得られたデータの分析・検証を更に進め、各学校における教員研修を充実することを通して、学力と非認知能力を一体的に育む取組の充実が必要である。

（推進方策 2：豊かな人間性の育成と多様性の尊重）

- 学校内外の居場所づくりやスクールカウンセラー等専門人材の配置、多様な相談体制の構築などにより、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな支援の充実を図った。一方で、不登校児童生徒は増加傾向にあることから、引き続き、個別の事情や状況に応じた児童生徒への支援を充実させるとともに、関係機関と連携した体系的な支援の在り方について、検討を進めていく必要がある。

- 視覚・聴覚支援を「京都府スーパーサポートセンター（SSC）」から新たに設置した「京都府南部視覚・聴覚支援センター」に移転し、盲学校及び聾学校と連携した府内全域の一体的な支援体制を構築することができた。今後は、各校種や地域性等の諸課題を検証し、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に繋げていく必要がある。
- 「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う子どもの割合」といった、人権意識に関する目標指標が高水準で推移していることから、これまでの人権教育や道徳教育等を通じた指導の成果がみられた。引き続き、人権尊重を基盤とした、子どもたち一人一人が多様性を認め合い、高め合うことができる教育環境の充実を図る。

（推進方策3：健やかな身体の育成）

- 「卒業しても運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う子どもたちの割合」が目標指標を達成している一方で、「1週間の総運動時間が60分未満の子どもたちの割合」は目標指標を下回った。こうした実態を踏まえ、体育授業の指導方法の改善を図るとともに、生涯にわたって子どもたちが運動やスポーツを楽しむことができる取組を引き続き進めていく必要がある。
- 部活動指導員の配置を増加することで、指導の専門性の向上や部活動指導に係る教員の物理的、精神的負担の軽減を図ることができた。今後は、地域で部活動を担うための実践研究の成果と課題を踏まえ、部活動の地域移行に向けて取組を進めていくとともに、地域におけるスポーツ基盤の整備など地域コミュニティの活性化に繋がる取組が求められる。

（推進方策4：学びを支える教育環境の整備）

- 激甚化する災害に備え、自らのいのちを守り、進んで他の人や地域の安全を支えるリーダーとなる人材の育成に向け、関係部局と連携したプログラムの開発や防災教育を推進することができた。今後は、実際に災害が起こった際に、自主的に行動できる力の育成に引き続き取り組むとともに、災害時における「学校教育活動の早期再開」や「児童生徒の心のケア」などを支援する体制の構築に繋げていく。
- 教職員の人材確保のため、採用選考試験（一次）の一部試験免除の拡大や大学3年生等を対象とした新たな選考試験の実施など、出願・受験しやすい環境整備を進めた。

一方で、教員採用選考試験志願者倍率は、令和5年度からわずかに低下していることから、引き続き、教職の魅力向上や採用試験の改善に取り組む必要がある。

(推進方策5：学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の推進)

- 「子育て」は、妊娠期から、子どもが成人するまで続くものであり、その支援の在り方も福祉と教育で途切れることがないよう、専門家や関係部局と連携した子育て・教育支援体制の構築が必要である。
- 家庭教育アドバイザーを配置し、子育てピア（子育て世代包括支援センター）等との連携により、家庭訪問などの支援を実施した。今後も不安を抱える保護者に寄り添った地域における支援体制の充実に引き続き取り組むことにより、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもを育む環境づくりを進めていく。

(推進方策6：文化振興と文化財の保存・継承・活用)

- 京都府にゆかりの深い伝統文化に触れる体験を通して、作法や所作を身に付けるだけでなく、「おもてなし」や「思いやり」といった日本文化に根差した価値観を伝承し、その理解を深める機会を創出することができた。
- 令和8年度にリニューアルオープンを目指す府立丹後郷土資料館において、博物館としての機能強化に向けた工事に着手することができた。リニューアルを契機に、丹後の歴史・文化の探訪と観光の拠点となる「ハブ・ミュージアム」としての活用方法や利用促進に向けた運営面での強化について、検討を進める必要がある。

(まとめ)

- デジタル化が進む社会に対応するため、教員の活用段階に応じた多岐に渡るICT研修の実施や、オンラインを活用した探究的な学習など、端末等を整備するだけでなく、ICTを効果的に活用する取組が進められており、第2期教育振興プランに掲げる「教育環境日本一プロジェクト」に向けた取組を着実に進めている点で評価できる。
- 一方で、不登校児童生徒の増加や多様な教育的ニーズに対応するには、これまでの取組を継続的に実施するとともに、京都府教育行政点検評価委員の評価・意見を踏まえ、京都府ならではの実効性のある施策を展開していく必要がある。
- 府立高校は、公教育の場として教育の機会を保障するとともに、生徒の多様な進路選択を支えることにより、その社会的役割を果たすことが求められている。そのため、興味・関心がある分野を専門的に学ぶことができる取組や令和6年度から新たに組み組んだ府市協調での探究学習など、公立高校が持つ強みであるスケールメリットを活かした取組や連携・協働による取組を更に充実する必要がある。

- 教職員の働き方改革においては、「時間外在校等時間の削減」のみならず、「働きがい」と「働きやすさ」を両立させることを目的として策定した「教職員の働き方改革推進計画」のもとで、学校運営体制の充実に加え、更なる業務の効率化や負担軽減に取り組むことにより、持続可能で質の高い教育を推進していく必要がある。